

cloudpack with KDDIに関する規約

(本規約の適用)

第1条 この「cloudpack with KDDI」に関する規約（以下「本規約」といいます）は、本契約者とKDDI株式会社（以下「当社」といいます）との間で締結される「cloudpack with KDDI」の利用などにかかる契約の一切に適用されます。

(本規約の変更)

第2条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、「cloudpack with KDDI」の利用などにかかる契約条件は、変更後の本規約によります。

2 当社は、本規約の変更を行う場合、あらかじめ当社の指定するウェブサイトに掲示することにより、個別の通知および説明に代えさせていただくことができるものとします。

(用語の定義)

第3条 本規約においては、次の用語は次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス	「cloudpack with KDDI」の名称で提供される、cloudpack請求代行サービス、cloudpack監視運用保守サービスおよび付加サービスの総称
cloudpack請求代行サービス	アイレット社がcloudpack請求代行サービスの名称で提供するサービスおよび当該サービスに含まれる関連機能の総称
cloudpack監視運用保守サービス	アイレット社がcloudpack監視運用保守サービスの名称で提供するサービスおよび当該サービスに含まれる関連機能の総称
KDDI Business ID	当社が別途定める「KDDI Business ID利用規約」（以下「KDDI Business ID利用規約」といいます）に基づき、当社が「KDDI Business ID」の名称で提供するサービス
付加サービス	「KDDI Business ID」
付加サービス利用規約	KDDI Business ID利用規約
アカウント	当社が本規約に基づき付与するアカウント
本契約	本規約に基づき成立する本サービスの利用などに関する契約
本契約者	当社と本契約を締結している者
管理者	本契約者のためにエンドユーザー向けサービスを管理する、本契約者が指定した技術担当者
本申込者	本規約に基づき本サービスの利用申し込みを行った者
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所
cloudpack請求代行サービス利用規約	cloudpack請求代行サービスの提供条件などをアイレット社が別途定めた規約
cloudpack監視運用保守サービス利用規約	cloudpack監視運用保守サービスの提供条件などをアイレット社が別途定めた規約

約	
本規約など	本規約、重要事項説明書、付加サービス利用規約、cloudpack請求代行サービス利用規約およびcloudpack監視運用保守サービス利用規約の総称
料金月	1の暦月の起算日（当社が本契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします）から次の暦月の起算日の前日までの間
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
アイレット社	アイレット株式会社

（本規約などの適用範囲）

第4条 本サービスのうち、cloudpack請求代行サービスの利用条件にはcloudpack請求代行サービス利用規約が適用され、cloudpack監視運用保守サービスの利用条件にはcloudpack監視運用保守サービス利用規約が適用され、付加サービスの利用条件には付加サービス利用規約が適用されます。本規約の内容がcloudpack請求代行サービス利用規約の内容と異なる場合には、cloudpack請求代行サービス利用規約の定めが優先するものとします。本規約の内容がcloudpack監視運用保守サービス利用規約の内容と異なる場合には、cloudpack監視運用保守サービスの定めが優先するものとします。また、本規約の内容が付加サービス利用規約の内容と異なる場合には、付加サービス利用規約の定めが優先するものとします。

（本申し込み）

第5条 本サービスの利用申し込み（以下「本申し込み」といいます）は、当社が別に定めるところにより行っていただきます。

2 前項の定めに基づき本申し込みが行われた場合、本申込者は、本申し込みと同時に、cloudpack請求代行サービス利用規約、cloudpack監視運用保守サービス利用規約および付加サービス利用規約に同意したうえ、当該規約に基づき、cloudpack請求代行サービス、cloudpack監視運用保守サービスおよび付加サービスの利用申し込みを実施したものとみなされます。

（本申し込みの承諾）

第6条 当社は、本申し込みがあったときは、受け付けた順序にしたがって承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その本申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本申込者が、本サービスに関わる料金その他の当社に対する債務の支払いを現に若しくは過去に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (2) 本申込者が、本規約などの定めに基づき本サービスの全部または一部の利用を停止されたことがあるとき、またはアイレット社からcloudpack請求代行サービス利用規約若しくはcloudpack監視運用保守サービス利用規約に基づき本契約者とアイレット社との間で締結された契約を解除されたことがあるとき。
- (3) 本申込者がその本申し込みに当たり虚偽の申告をしたとき。
- (4) cloudpack請求代行サービス利用規約第5条、cloudpack監視運用保守サービス利用規約第3条のいずれかに該当すると当社が判断したとき。
- (5) 本申込者が本規約などに違反し、または違反するおそれがあるとき。

(6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

- 3 本サービスの利用開始に先立ち、本契約者は、アイレット社が本契約者に対して有するcloudpack請求代行サービスおよびcloudpack監視運用保守サービスの利用に関わる料金債権を、アイレット社が当社に譲渡することについて、異議をとどめず事前に承諾するものとします。

(本契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第7条 本契約者が本契約に基づき有する権利は、譲渡することができません。

(有効期間)

第8条 本契約の有効期間は、cloudpack請求代行サービス利用規約、cloudpack監視運用保守サービス利用規約および付加サービス利用規約の定めにかかわらず、cloudpack請求代行サービス利用規約に基づき本契約者とアイレット社との間で締結された契約が成立した日から、cloudpack請求代行サービス利用規約に基づき本契約者とアイレット社との間で締結された契約の終了日までです。

(cloudpack請求代行サービスおよびcloudpack監視運用保守サービスの解約など)

第9条 本契約者は、cloudpack請求代行サービス利用規約第16条およびcloudpack監視運用保守サービス利用規約第13条の定めにかかわらず、別途当社の定める方法で、いつでも当社に対し、cloudpack請求代行サービス利用規約およびcloudpack監視運用保守サービス利用規約に基づき本契約者とアイレット社との間で締結された契約を解約する旨の申し入れをすることができるものとします。この場合、cloudpack請求代行サービス利用規約およびcloudpack監視運用保守サービス利用規約に基づき本契約者とアイレット社との間で締結された契約は、当社およびアイレット社が当該申し入れを受け付けた日をもって終了するものとします。

- 2 cloudpack請求代行サービス利用規約第18条およびcloudpack監視運用保守サービス利用規約第14条の定めにかかわらず、当社は、アイレット社の同条項に基づくcloudpack請求代行サービス利用規約およびcloudpack監視運用保守サービス利用規約に基づき本契約者とアイレット社との間で締結された契約の解除の意思表示を、本契約者に対して発送できるものとします。

(本契約の契約内容の変更)

第10条 本契約者は、本契約の契約内容の変更（アカウントの廃止を除きます）を行うときは、当社所定の方法により契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただきます。

- 2 前項の規定にかかわらず、アカウントの廃止は、廃止日の10営業日前までに当社所定の書面による通知を行った場合に限り、当該廃止日をもって廃止することができます。

(本契約者の氏名などの変更)

第11条 本契約者は、本契約者の氏名・名称・住所若しくは居所または請求書の送付先その他の当社に届け出た事項に変更が生じた場合、当社所定の方法により、速やかに契約事務を行う本サービス取扱所にその旨を届け出るものとします。

- 2 本契約者から前項に基づく届出があった場合、当社は、本契約者に対し、当該届出に関わる事実を証明する書類の提示を求めることがあります。
- 3 本契約者が第1項に定める届出を怠りまたは事実と異なる届出を行ったことにより、本契

約者が不測の不利益を被ったとしても、当社はその責任を一切負いません。また、本契約者が第1項に定める届出を怠りまたは事実と異なる届出を行ったことにより当社が本契約者に発送した通知が到着せずまたは延着した場合、当該通知は通常到達すべき時に本契約者に到達したものと取り扱われます。

(料金など)

第12条 第4条、cloudpack請求代行サービス利用規約第7条第2項およびcloudpack監視運用保守サービス利用規約第5条第1項の定めにかかわらず、本サービスの利用料金（以下「料金など」といいます）は、料金表第1表に定めるcloudpack請求代行サービス利用料、料金表第2表に定めるcloudpack監視運用保守サービス利用料、および料金表第3表に定める付加機能料（以下「付加機能料」といいます）となります。

(料金などの支払義務)

第13条 第4条、cloudpack請求代行サービス利用規約第7条第1項およびcloudpack監視運用保守サービス利用規約第5条第1項の定めにかかわらず、本契約者は、本契約の有効期間の開始日の属する料金月の翌料金月の初日から本契約が終了した日の属する料金月の末日までの期間（本契約の有効期間開始日の属する料金月と終了日の属する料金月とが同一の料金月である場合は、その料金月の初日から末日までの期間）について、料金などの支払いを要します。

(割増金)

第14条 第4条、cloudpack請求代行サービス利用規約第21条およびcloudpack監視運用保守サービス利用規約第17条の定めにかかわらず、本契約者は、料金などの支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第15条 第4条、cloudpack請求代行サービス利用規約第22条およびcloudpack監視運用保守サービス利用規約第18条の定めにかかわらず、本契約者は、料金など（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について月1.5%の割合または法令により認められる上限の割合のいずれか低い方の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(免責)

第16条 当社は、本規約などの変更により、本契約者に関わる設備などの改造または変更などを要することとなった場合であっても、その改造または変更などに要する費用については負担しません。

(利用に関わる本契約者の義務)

第17条 本契約者は、アカウントまたはパスワード（アカウントの認証に用いる英字、数字およびその他の当社が指定する文字により構成された文字列をいいます）について、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見し

たときは、そのことをすみやかに契約事務を行う本サービス取扱所に届け出ることとします。

- 2 本契約者は、前項の規定に違反して当社、アイレット社その他の第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。
- 3 本契約者は、前二項の規定に違反して当社またはアイレット社の設備などを忘失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕などに必要な費用を支払っていただきます。

(本契約者などの氏名などの通知)

第18条 当社は、アイレット社から要請があったときは、本契約者またはその管理者その他の者（以下これらを「本契約者など」といいます）の氏名・名称・住所・電話番号・メールアドレスその他の連絡先などをアイレット社に通知することがあります。また、当社は、本契約者などからのcloudpack請求代行サービスおよびcloudpack監視運用保守サービスに関する問い合わせ内容並びに本契約者の料金などの支払状況をアイレット社に通知することがあります。

(アイレット社からの通知)

第19条 本契約者は、当社が、料金などの請求に当たり必要があるときは、アイレット社から本契約者などの氏名・名称・住所・電話番号その他の連絡先などの必要な情報の通知を受けることについて、あらかじめ異議なく承諾していただきます。

(本契約者などに関わる情報の利用)

第20条 当社は、本契約者などに関わる氏名若しくは名称・電話番号・住所若しくは居所または請求書の送付先などの情報を、本契約の締結および履行、料金などの適用または請求その他本サービスの販売、提供に関わる業務の遂行上必要な範囲で利用します。

なお、本サービスの提供に当たり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

※ 業務の遂行上必要な範囲での利用には、当社が当該業務を委託している者に提供し、当該委託先による利用を含みます。

(同意)

第21条 本契約者は、本契約の内容に関して、管理者、本サービスのエンドユーザーなどから必要な同意を得ていただきます。

(法令に規定する事項)

第22条 本サービスの提供または利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(損害賠償)

第23条 本契約者などが本規約の違反その他本契約者などの責めに帰すべき事由により当社(当社の業務委託先を含む。以下本条において同じ)に損害を与えた場合、本契約者は、当該損害を賠償する責を負うものとします。

- 2 本契約者などが本サービスの利用により第三者に対し損害を与えまたは第三者からクレームなどがなされた場合、本契約者は、自己の責任においてこれを解決し、当社に如何な

る責任をも負担させないものとします。

(反社会的勢力の排除)

第24条 当社および本契約者は、自己または自己の代理人もしくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋など、社会運動など標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団などその他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員など」といいます）に該当しないこと、ならびに次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員などが経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員など経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員などを利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員などに対して資金などを提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員などと社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 当社および本契約者（以下本項において「解除権者」といいます）は、相手方（以下本項において「被解除者」といいます）が、前項の表明または確約に反することが判明した場合、何らの催告をせず、本契約を解除することができるものとします。被解除者が前項の表明または確約に反することが判明した場合、被解除者は、本契約の解除の有無にかかわらず、解除権者が被った一切の損害を賠償する責任を負うものとします。
- 3 当社は、本契約者が本サービスの利用に関連して第三者との間で請負または委託契約など（以下「関連契約」といいます）を締結する場合において、関連契約の当事者またはその代理もしくは媒介をする者が暴力団員などまたは第1項各号のいずれか一つにでも該当することが判明した場合、本契約者に対し、関連契約の解除などの必要な措置を講ずるよう求めることができるものとします。
- 4 当社は、本契約者に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、本契約者がそれに従わなかった場合、何らの催告をせず、本契約を解除することができるものとします。本契約者が前項の措置に従わなかったことにより当社に損害が生じた場合、本契約者は、本契約の解除の有無にかかわらず、当社が被った一切の損害を賠償する責任を負うものとします。
- 5 当社または本契約者が本条に基づき本契約を解除したことにより、その相手方が損害を被った場合といえども、本契約を解除した当事者は、その相手方に対し何ら当該損害を賠償または補償する責を負わないものとします。

(紛争解決)

第25条 本規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

料金表

通則

(料金などの計算方法)

- 1 当社は、料金などは、料金月に従って計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
- 3 当社は、料金などについては、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- 4 当社は、料金などその他の計算については、税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします）により行います。

(料金などの支払い)

- 5 本契約者は、料金などについて、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関などにおいて支払っていただきます。
- 6 料金などは、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 7 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金などの指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(少額料金の翌月払い)

- 8 当社は、当該月に請求すべき料金の総額が1,000円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(料金などの一括後払い)

- 9 当社は、前項の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、本契約者の承諾を得て、2カ月以上の料金などを、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

- 10 第13条（料金などの支払義務）の規定その他料金などの支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。ただし、この料金表第1表第1項に定めるAWS Marketplace利用料金については、消費税相当額の加算を行わないものとする。

※ この料金表に定める税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします）に基づき計算された額は、支払いを要する額と異なる場合があります。

(料金などの臨時減免)

- 11 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本規約などの規定にかかわらず、臨時に、その料金などを減免することがあります。

※ 当社は、料金などの減免を行ったときは、関係の本サービス取扱所に掲示するなどの方法により、その旨を周知します。

(料金などの請求)

- 12 料金などの請求については、本規約など、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」または当社の「KDDIまとめて請求に関わる取り扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

(請求書発行時期)

- 13 請求書の発行月は、本サービスの利用月の翌々月になります。

第1表 cloudpack請求代行サービス利用料

1 適用

cloudpack請求代行サービス利用料は、次のとおりです。

区分	内容
利用料の適用	<p>AWS利用料金（本契約者とAmazon Web Services, Inc. との間に成立するAmazon Web Servicesの利用にかかる契約に基づき本契約者が支払うべきとされる金額を指すものとし、消費税および地方消費税相当額を除くものとし、3%ディスカウントした金額</p> <p>ただし、AWS Marketplace利用料金（Amazon Web Services, Inc. が運営するウェブサイトであるAWS Marketplaceにて、本契約者が、ソフトウェアおよびコンテンツなどにかかる利用料金（当該ソフトウェアおよびコンテンツなどの販売者が属する国において課される各種取引税がある場合には、その税額を含む）をいう。以下同じ）については、その総額を日本円に換算した金額</p>
備考	<p>表記の金額は、すべて税抜価格です。</p>

第2表 cloudpack監視運用保守サービス利用料

1 適用

cloudpack監視運用保守サービス利用料は、ご契約されているサービスに応じて以下のとおりです。

2 料金額

料金プラン	単位	料金額(税抜額)
監視	1台ごとに	10,000円
監視+運用+保守	1台ごとに	30,000円
備考	<p>表記の金額は、すべて税抜価格です。消費税分は別途精算させていただきます。</p>	

第3表 付加機能料

1 適用

付加機能料は、ご契約されている付加サービスに応じて以下のとおりです。

2 料金額

付加サービス	単位	料金額(税抜額)	月額
「KDDI Business ID」 シングルサインオン機能	1アカウントごとに	0円	
備考	<p>表記の金額は、すべて税抜価格です。消費税分は別途精算させていただきます。</p> <p>付加サービスの内容は、当社所定の重要事項説明書に定めるとおりとします。</p>		

附 則

(実施期日)

本規約は、平成29年10月1日から実施します。

(実施期日)

本規約は、平成30年4月1日から実施します。

(実施期日)

本規約は、平成31年2月25日から実施します。

KDDI株式会社